令和6年度一般会計 歳出 第6款3項4目 こども手当費 12節(2)人材派遣委託料							
受 付 種目 番 号	番号 連絡先 連絡先 こども青少年局こども家庭課 担当者名 高橋 百合						
設 計 書							
1 委託件名	児童相談所における特別児童扶養手当関連事務補助に係る労働者派遣						
2 履行場所	仕様書のとおり						
3 履行期間	■期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日						
又は期限	□期限 令和 年 月 日						
4 契約区分	□確定契約						
5 その他特約事項	この契約による業務を処理するための個人情報の扱いについては、 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。						
6 現 場 説 明	■不要						
7 委託概要	□ 要 ( 月 日 時 分 場所 ) 児童相談所における特別児童扶養手当関連事務補助に係る労働者派遣を行う						

## 8 部 分 払

- する(12回以内)
- □しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金 額
児童相談所における特別児 童扶養手当関連事務補助に 係る労働者派遣	4月	(135)	時間		
IJ	5月	(135)	時間		
IJ	6月	(120)	時間		
IJ	7月	(150)	時間		
IJ	8月	(120)	時間		
IJ	9月	(120)	時間		
IJ	10月	(150)	時間		
IJ	11月	(120)	時間		
IJ	12月	(120)	時間		
IJ	1月	(120)	時間		
IJ	2月	(105)	時間		
II.	3月	(120)	時間		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代	金額	
内訳	業務価格	
	消費税相当額	

# 内 訳 書

名称	形状・寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
児童相談所における特別児童扶養 手当関連事務補助に係る労働者派 遣		(1, 515)	時間			
小計		(1, 515)	時間			
消費税及び 地方消費税相当額						
合計						
以下余白						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

#### 仕 様 書

横浜市(以下「甲」という。)及び労働者派遣を行なう事業主(以下「乙」という。)は、 労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律(以下「労働者派遣法」という。)」等を遵守し、この仕様書に従い、契約を履行しな ければならない。

#### 1 契約等の担当課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市こども青少年局こども家庭課 電話 045-671-2700

#### 2 派遣労働者の就業場所

- (1) 横浜市中央児童相談所支援課(横浜市南区浦舟町三丁目44番地2)
- (2) 横浜市南部児童相談所(横浜市磯子区洋光台三丁目18番29号)(※)
  - ※ 横浜市南部児童相談所の移転(移転予定時期:令和6年7月中旬予定)により、就 業場所は移転予定地の横浜市港南区丸山台一丁目9番地の5へ変わる見込みです。

#### 3 派遣期間及び派遣人員等

- (1) 横浜市中央児童相談所支援課 1人(期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日)
- (2) 横浜市南部児童相談所 1人(期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日)

ただし、業務に従事する派遣労働者は、派遣期間を通じて同一の者とし、乙及び派遣 労働者の都合により止むを得ず派遣労働者の交替が必要となった場合、事前に甲と協議 のうえ、代替派遣労働者を速やかに配置すること。

#### 4 就業日

前項で定めた派遣期間のうち、日曜日、土曜日、及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日を除く毎日とし、日曜日を法定休日とする。

#### 5 就業時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### 6 休憩時間

正午から午後1時まで

#### 7 一日あたりの労働時間等

- (1) 拘束時間 8時間30分
- (2) 休憩時間 1時間
- (3) 実働時間 7時間30分

#### 8 時間外労働

終業時間外の労働を命ずることができるものとする。

午後5時15分から午後5時45分までは就業時間から8時間(法定労働時間)以内のため 通常時間と同じ時間単価とする。

午後5時45分以降についての時間外単価は、通常時間単価の1.25倍とし、15分単位とする。

#### 9 交通費

就業場所への通勤に要する交通費はすべて、乙が負担すること。

#### 10 業務内容

- (1) 特別児童扶養手当関連業務
  - ア 特別児童扶養手当に関する事務に係る問い合わせ等への対応
  - イ 特別児童扶養手当認定診断書(以下「診断書」という。) 作成依頼書の受理及び診断 書作成補助業務等
  - (ア) 診断書作成依頼書の管理、リスト作成、ケースファイル準備等
  - (イ) 診断書作成補助事務、診断書内容の記入不備・記入漏れの確認作業
  - ウ 作成済み診断書の発送準備等
  - (ア) 作成済み診断書のリスト作成・封入作業
  - (イ) ケースファイル記入等
  - エ 軽作業 (書類のコピー、送付物等の開封・仕分け作業、ケースファイル庫整理、ごみ 捨て等)
- (2) 知能検査等結果連絡票関連業務
  - ア 知能検査等結果連絡票に関する事務に係る問い合わせへの対応
  - イ 知能検査等結果連絡票(以下「連絡票」という。)申請書の受理及び連絡票作成補助 業務等
    - (ア) 連絡票申請書の管理、リスト作成、ケースファイル準備等
    - (イ) 連絡票作成補助事務、連絡票内容の記入不備・記入漏れの確認作業
  - ウ 作成済み連絡票の発送準備等
  - (7) 作成済み連絡票のリスト作成・封入作業
  - (イ) ケースファイル記入
  - エ 軽作業 (書類のコピー、送付物等の開封・仕分け作業、ケースファイル庫整理、ごみ捨て等)
- (3) その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務作業

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」( 平成25年5月31日法律第27号)の規定による「個人番号」の取扱いについては、業務の対象 外とする。

#### 11 業務実施の基本

乙は業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、業務を適切に行うものとする。

#### 12 派遣労働者の配置

- (1) 乙は次に該当する派遣労働者を横浜市中央児童相談所、横浜市南部児童相談所に配置し、業務に従事させなければならない。
  - ア 法規に従い公正に業務を執行し、特別児童扶養手当関連事業の趣旨及び業務の公共性を 十分理解し、円滑に業務を行える者
  - イ Microsoft社のWord、Excelの操作に精通している者
  - ウ 行政事務に3か月以上従事したことがある者
  - エ ウの条件に該当しないが、秘書技能検定(財団法人実務技能検定協会実施)合格者等で 電話問い合わせ及び窓口対応業務に従事し、必要な知識及び技術を有する者
- (2) 乙は前号の派遣労働者の氏名及び性別について文書であらかじめ甲に提出しなければならない。派遣労働者に変更があった場合も同様とする。
- (3)派遣労働者は出勤時間及び退勤時間について、文書により毎日、横浜市職員に報告し、確認を受けること。
- (4) 次の事項に該当すると、中央児童相談所支援課長、南部児童相談所長が判断した場合は、 乙の責任で派遣

労働者を遅滞なく交替させること。

- ア 第10項に定めた業務を行うことができないとき。
- イ 業務執行にあたって誤りが多いとき。
- ウ 勤務を懈怠するとき。
- エ 不適切な言動があるとき。

#### 13 派遣労働者の心構え

- (1) 乙が配置する派遣労働者は、職務の公共性、重要性を十分自覚して、横浜市職員に準ずる心構えで対応するものとする。
- (2) 乙が配置する派遣労働者は、窓口及び電話応対にあたって、特に言葉遣い等は親切・丁寧に行うこととする。

#### 14 勤怠管理

乙は、就業時間前にその日の欠勤・遅刻する者を甲に報告するものとする。 また、乙は月毎に勤務実績を作成し、甲に翌月の10日までに報告するものとする。 ただし、令和7年3月分については、甲が別に定める日までに報告する。

#### 15 指揮命令者

派遣労働者の指揮命令は、中央児童相談所支援課長、南部児童相談所長がそれぞれ行うこととする。

ただし、当該指揮監督者が指名する横浜市職員が指揮監督を代行することができる。

#### 16 責任者の選定

- (1) 乙は、第12項の配置にあたり、責任者及び責任者を代行できる者を選任し、甲に届け出なければならない。
- (2) 乙は、責任者又は責任者を代行できる者が甲との事務打合せ及び連絡調整できる体制を整えておくこと。

#### 17 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申し出を受ける者

甲及び乙は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者を1名選任する ものとする。

(2) 苦情処理方法及び連携体制等

ア 前項で選任された者が派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、直ちに、前号で選任された甲又は乙の責任者に連絡することとし、当該甲又は乙の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図ることとする。

#### 18 乙の責務

乙は業務の公共性、重要性に鑑み、派遣労働者に対して雇用者としての責務を履行し、また、適正かつ良好な労働条件の確保に努めなければならない。

#### 19 個人情報及び機密の取扱い

乙及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。特に個人情報の取り扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理に努め、乙は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。また、派遣労働者の就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

その他、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の漏洩等の行為には、横浜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される 場合があること。

#### 20 事務打合せの実施

甲及び乙は必要に応じて事務打合せを行い、円滑な事務処理に努めなければならない。

#### 21 派遣労働者の研修

(1) 乙は受託に係る業務を円滑に行うため、派遣労働者に対して次の事項に留意した事前研

修を行うこと。

ア業務の公共性を理解させること。

イ 守秘義務を理解させること。

- (2) 甲は乙の行う事前研修の実施状況、習得度合を検査できることとする。
- (3) 甲は業務を円滑に行うため、派遣労働者に対して次の研修を行うこととする。

ア関係法令等業務に必要な知識。

イ 端末の操作に必要な知識及び技術。

#### 22 履行状況の確認

甲と乙は期間中、仕様書の定めるところにより、業務の履行状況について、相互に確認しなければならない。

#### 23 事故の発生の報告

乙及び派遣労働者は業務遂行にあたり、事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、甲の 指示に従わなければならない。

#### 24 その他

(1) データ等の適正な管理

乙及び派遣労働者は、データ等その他業務の履行に必要な書類等の授受、処理、保管その他管理にあたっては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

本業務を行うために必要となる本市所有の資料・情報等については、必要に応じて乙に 貸与する。

なお、資料・情報等については、本市の承認を受けずに外に持ち出してはならない。

(2) この仕様の詳細については、甲との協議により決定し、明記されていない事項にあって も、当然必要と認められる事項については、甲の指示により、乙の負担においてこれを処 理する。

なお、契約履行の途中で仕様を変更する必要が生じた場合は、合理的な範囲内でこれを 変更することができることとする。

- (3) 甲は乙の配置する派遣労働者の福祉増進のための便宜供与について、更衣ロッカー等の 設備を甲が提供する。
- (4) 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

乙は、自己の雇用する派遣労働者以外を甲に派遣してはならない。

(5) 労働・社会保険の適用の促進

乙は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。

(6) 許可書の明示

乙は、甲に対して契約時に「労働者派遣事業」の許可書を明示すること。

(7) 作業場所等の入室に関する注意事項

乙及び派遣労働者は、執務室へのデジタルカメラ、USBメモリー等の電子機器の持込を禁止する。手荷物等は、甲が指定する保管場所等に保管すること。

なお、甲が入居する建物の使用にあたっては、当該建物の館内使用規則等に従うこと。

#### (8) 名札の準備

乙は、派遣労働者の名札及び着用のためのストラップ等を準備すること。

#### (9) その他

この仕様書に定めのない事項については、労働者派遣法及び横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議して定める。

#### (10) 契約の履行の一時中止等

令和6年度予算が横浜市議会において議決されなかったときは、甲は、契約の履行の一時中止又は履行期間の短縮等の措置をとることができるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を 定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じ なければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る 個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
  - (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

③ 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に 取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこ の限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、 当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。) における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に 報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当す る承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。 (個人情報が記録された資料等の返還等)
- 第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこと となったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従 い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法によ り処理するものとする。

(報告及び検査)

- 第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも 1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所に おいて検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担 とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担す る。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、 個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際 に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に 提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、 前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提 出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。
  - (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏 えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該 受託者が負うものとする。

## 安全管理措置報告書

調査項目	内容
1 業者名	
	□横浜市競争入札有資格者 □その他( )
	□横浜市出資法人(条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	□Pマーク □ISMS
	□その他の資格 ( )
	□個人情報関係の損害保険に加入
	□□個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程
内規程等	□個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記
	□その他の規程( )
	□規程なし
7 個人情報保護に関する研	□個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回/従業員1人につき)
修・教育	□その他()
8 個人情報保護に関する点	
検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程	・マニュアル等の内容
(1) 対応規程・マニュアル	名 称
等が <u>ある場合</u>	内 容
(0) 社内相和 マン	(温さい炊の末安が水生) と用人)とじのとされ出せと取りのよりとの)
(2) 対応規程・マニュアル   等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)
	し、なる、\ 具体別に記載して\たさヾ。)

10 個人情報を取り扱う作業場	所の管理体制						
	内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電						
	場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受						
r	任者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。						
	作業期間中の入室可能人数						
理	□上記4の作業者のみ						
□ □作業者以外の入室可(□上記外名 □その他)							
	□なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)						
	□あり □用紙記入						
	□ⅠCカード等によりⅠD等をシステムに記録						
	□カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録						
	□その他 ( )						
	□その他(						
(2) 個人情報の保管場所	  紙媒体   □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室						
	電磁媒体 □ 録付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室						
	□その他(						
(3) 作業施設の防災体制	□常時監視 □巡回監視 □耐火構造 □免震・制震構造						
	□その他(						
(4) 個人情報の運搬方法	紙媒体						
	電磁媒体						
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体						
(6) 個代情報の洗来が14	//PV/ALIT						
	電磁媒体						
(a) III-11 II - II NII - I							
(6) 施設外で作業を行う							
場合の個人情報保護対策(行う場合のみ記入)							
水(ロノ物ロツが配八)							

11 電算処理における個人情報				
	、業務を行う場合は記入不要です。			
	ブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。			
(1) 作業を行う機器	□限定している(ノート型 台、デスクトップ型 台)			
	□限定していない			
(2) 外部との接続	□作業機器は外部との接続をしていない			
	□作業機器は外部と接続している			
	接続方法:□インターネット □専用回線 □その他			
	( )			
	通信の暗号化:□している □していない			
(3) アクセス制限	□ⅠD・パスワード付与によりアクセス制限をしている			
	I Dの設定方法 ( )			
	パスワードの付け方()			
	□ⅠD・パスワード付与によりアクセス制限をしていない			
(4) 不正アクセスを検知	□あり(検知システムの概要: )			
するシステムの有無	ロなし			
   (5)  マルウェアを検知す	□あり(検知システムの概要: )			
るシステムの有無	□なし			
(6) ソフトウェアの更新	□常に最新のものに自動アップデートするものとなっている			
	□上記以外(    )			
(7) アクセスログ	□アクセスログをとっている (年保存)			
	□アクセスログをとっていない			
(8) 停電時のデータ消去	□無停電電源装置 □電源の二重化			
防止対策	□その他( )			
	ロなし			
(9) その他の対策				
12 外国における個人情報の	□あり			
取扱いの有無	□外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で			
	の個人情報の取扱いはない			
※ 実施機関所有のPC、タ	□外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個			
ブレット等の電子計算機	人情報を取り扱っている			
のみを使用する場合には	ロなし			
記入不要です。	※「あり」の場合は、以下も記入してください。			
(1) 個人情報の取扱いが				
ある外国の名称				
(2) 当該外国における個				
人情報の制度・保護措置				
等				

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書·誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

## 研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏	名
					(

(A4)